

芦屋市官民有地境界協定事務取扱要綱

官民有地境界協定等事務取扱要綱（昭和59年芦屋市要綱）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、芦屋市が所有又は管理している道路及び水路（以下「道路等」という。）に係る境界協定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の範囲）

第2条 境界協定の事務は、道路等に隣接する土地（以下「民有地」という。）の所有者から申請がある場合及び市長が必要と認めた場合において、この要綱の定めるところにより行うものとする。

（協定の申請）

第3条 境界協定の申請は、民有地の公簿上の所有者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合において、あらかじめ市長が認めたときは、それぞれ当該各号に定めるところにより申請を行うことができるものとする。

- (1) 公簿上の所有者以外の者が所有権を取得している場合 当該所有権を取得している者が所有権を証する書面（売買契約書、土地売渡承諾書等）を添付して申請する。
- (2) 公簿上の所有者が死亡している場合 相続人（相続人が複数である場合は当該複数の相続人（連名））が相続を確認できる書面（戸籍謄本等）を添付して申請する。
- (3) 公簿上の所有者が未成年者等の場合 法定代理人が法定代理人であることを証する書面を添付して申請する。
- (4) 公共工事等のために境界協定を必要とする場合 公共団体が民有地の所有者の委任状を添付して申請する。
- (5) 民有地の所有者の住所が遠隔地又はその他特別の理由により、申請に支障がある場合 民有地の所有者の委任を受けた者が委任状を添付して申請する。

（事務の代理）

第4条 土地家屋調査士、測量士、建築士、行政書士等が申請者に代わって事務の全部又は一部を代理する場合には、委任状を提出させるものとし、委任状記載の事務を行うことができるものとする。復代理人についても同様とする。

(申請の手続)

第5条 申請者は、官民有地境界協定申請書(別記様式。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる図書を、それぞれ当該各号に定めるところにより添付して、提出するものとし、部数は正本1部、副本1部とする。

(1) 土地登記簿謄本

(2) 位置図

縮尺は、2,500分の1から10,000分の1までの間で、当該申請箇所的位置を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ、建物、道路橋、神社、鉄道その他主要な物件を記入した図面に当該申請箇所を表示したものとする。この場合において、既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもって代えることができるものとする。

(3) 公図(法務局備付けの字限図等)

法務局備付けの公図から、当該申請箇所及びその隣接土地全部を転写したものに当該申請箇所を表示するとともに、次に掲げる事項を記入押印したものとする。

ア 町名及び地番

イ 公図の所在する法務局名(出張所名も付記)

ウ 公図の転写年月日及び転写者の資格(職)、氏名、印

エ 公図の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 公図が着色されているときは同様に着色すること。

(イ) 申請地、隣接地又は対側地が分(合)筆されている場合で、公図の手入れがされていないものについては、土地所在図(転写したもの)及び地積測量図(転写したもの)を添付すること。

(ウ) 隣接公共施設及び申請地が複数の公図にわたっている場合、複数の公図が境界協定を行うのに関係する場合等については、該当する公図も転写すること。この場合において、合成するときは「公図(合成)」と明記すること。

(4) 実測平面図

縮尺は、1000分の1から5000分の1までの間で当該申請箇所の現況を表示するのに適当なものとし、公共基準点を用いて測量すること。申請箇所の周辺の地形及び地上物件を表示した図面に、申請者の主張する境界線を朱線により表示するとともに、次に掲げるところにより必要な事項を記入押印したものとする。

ア 町名及び地番(申請地、隣接地、対側地)並びに求積図、求積表及び方位を記入すること。この場合において、土地の筆界に境界杭や境界標等があるときは、必ず記入すること。

イ 測量の年月日及び測量者の資格（職）、氏名、印。この場合において、製図者が別の場合にはその者の資格（職）、氏名、印を明記すること。

(5) 実測横断面図

縮尺は、現地の現況を表示するのに適当なものとし、地形に応じて必要箇所について作成すること。この場合において、申請者の主張する境界線を朱線で表示するとともに、測量の年月日及び測量者の資格（職）、氏名、印（製図者が別の場合はその者の資格（職）、氏名、印）を明記すること。

(6) その他

ア 申請書に使用する印は、登録印鑑を使用するとともに印鑑登録証明書を添付すること。この場合において、法人（公共団体を除く。）の場合は、代表者の資格証明書を添付すること。

イ 申請者の現住所が土地登記簿謄本記載の住所と異なっている場合は、住所異動の確認ができる書面（住民票、商業登記簿謄本等）を添付すること。

ウ その他担当職員が提出を求めた資料は、速やかに提出すること。

（現地立会い）

第6条 現地立会いは、原則として申請者、代理人、民有地の隣接地の土地所有者等により行うものとする。

2 官民境界について協議が成立したときは、境界杭又は境界標を現地に設置すること。

（協定）

第7条 官民境界の協議が成立したときは、官民有地境界協定図（以下「協定図」という。）により協定を行うものとする。

2 協定図は、2部作成し、市長及び申請者が双方押印の上それぞれ1部を保有するものとする。この場合において、申請者は、協定図を次に掲げるところにより作成した図書を添付し、提出するものとする。

(1) 官民有地境界協定用図面

官民有地境界協定用図面（以下「協定用図面」という。）は、次に掲げるところにより必要な事項に留意して、申請者が自己の費用により2部作成し、提出すること。

ア 協定用図面は、原則として1枚の図面に位置図（公共基準点を明記）、公図、実測平面図、実測横断面図等を必ず記入すること。

イ 官民有地境界線は、朱線で表示し、点間距離を明記すること。

ウ 申請地と隣接する全ての土地の境界線及び境界点を表示するとともに点間距

離を必ず明記すること。

エ 実測平面図及び実測横断面図については、第5条第4号及び第5号に定める事項に従い記入すること。

オ 協定用図面には、作成者の資格（職）、氏名、印及び登録番号並びに測量年月日を明記すること。

(2) 写真

写真はカラー（変色するものを除く。）とし、官民有地境界線、境界杭等が明らかに判別できるものを1部提出するものとする。

（隣接土地所有者の同意等）

第8条 協定用図面には、申請地に隣接する土地所有者の同意を証するものがなければならない。

2 申請地の隣接土地所有者の同意の様式については、協定用図面に、隣接土地所有者が「本図に表示された官民有地境界線に同意します。」と記入のうえで、「〇〇番土地所有者、現住所、氏名、印」を署名押印したものとする。この場合において、使用する印は、登録印鑑を押印するものとする。

3 申請地の対側地の所有者の同意は、水路及び4メートル未満の幅員の道路について得るものとする。

（申請書の返却）

第9条 申請者による申請の取下げがあった場合（申請後、1年経過後も協定図を提出しない場合を含む。）は、申請書を返却するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の官民有地境界協定等事務取扱要綱の規定により境界協定の申請があったものについては、なお従前の例による。

官民有地境界協定申請書

令和 年 月 日

芦屋市長 へ

申請人 住所.....
氏名..... 印
代理人 住所.....
氏名..... 印
電話番号.....

下記により官民有地境界の協定を受けたいので関係図書を添えて申請します。

協定申請地	芦屋市	町	番
協定箇所	上記申請地と接するとの境界		
協定理由			
添付図書	印鑑証明書、資格証明書（法人の場合）、謄本、見取図、字限図、実測図、断面図、委任状、分筆図 隣接する土地の要約書		